

## 新型コロナウイルス感染症関連Q & A（豊田市版）

当分の間の取扱い

国の通知に加えて、別途豊田市として取扱いを示しているものを掲載しています。このQAにあるもの以外は、介護保険最新情報に沿った運営をお願いします。

今後の国県の動向や市内の状況等により内容を変更することがあります。

番号	介護保険最新情報		質問内容	厚労省の回答	豊田市での取扱い	豊田市発出日
1	vol.773 R2.2.28 第3報	問1	新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能か。	可能である。	一時的に人員基準等を満たさなくなる場合においても、介護サービスを安全に提供ができる体制が前提となりますので、あらかじめ施設担当までご相談ください。	R2.3.2 R2.3.17
2	vol.773 R2.2.28 第3報	問8	運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。	運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。 なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。	関係者が集合することが困難な場合は、電話、メール、文書による情報提供や情報共有などで代えることも可能です。それでも困難な場合は時期を延期した上での開催を検討してください。	R2.4.10
3	vol.773 R2.2.28 第3報	問9	居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。	感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。 なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。	感染拡大防止の観点から、利用者側の事情等によるものに限らず、事業者の判断での集合を控える場合についても、電話、メール、文書による情報提供や情報共有などで代えることも可能です。また、そのように取り扱った際は支援経過記録等に記録してください。	R2.4.10
4	vol.779 R2.3.6 第4報	問1	令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所（デイサービス等）が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能か。	可能である	通所介護事業所による訪問サービスの実施については、担当のケアマネジャーと十分に協議の上、①休業していない（要請、自主は問わない）他の通所系介護事業所等による代替サービスの検討、②訪問介護サービスの検討を行ったが、他に代替の介護サービスがない場合に限り、通所介護事業所による訪問サービスを検討ください。 また、通所介護事業所の運営において、基準人員を満たせない場合は豊田市介護保険課（施設担当）に報告・相談をお願いします。	R2.5.13

番号	介護保険最新情報	質問内容	厚労省の回答	豊田市での取り扱い	豊田市発出日
5	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。	差し支えない	—	R2.5.13
6	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)問2に関連して) 訪問してサービスを行う者は有資格者でなければならないのか	—	必ずしも有資格者である必要はありません。しかし、通所系介護事業所によるサービス提供にあたっては、介護技術を十分に習熟した職員がサービス提供に当たることが望ましいです。(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)の問7の回答を参照してください。)	R2.5.13
7	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)問2に関連して) 訪問のサービス提供時間に決まりはあるのか	—	通所系介護事業所による訪問サービス提供時間に関する決まりはありません。 ただし、第2報別紙1の2にある通り、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合となっていることから、個別サービスの内容を踏まえる過程において、担当ケアマネジャーと十分に協議し、実施するケア内容を熟考した上で訪問サービスの実施をお願いします。 また、担当ケアマネジャーとの検討内容は記録に残し、経緯が後日わかるようにしてください。(書式等の規定はなく、各事業所による自由書式で構いません。)	R2.5.13
8	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)問2に関連して) 提供内容にこの内容ではサービスと認めないというものはあるのか	—	担当ケアマネジャーと協議をした上で実施すべきケアとなったことが検討記録等でわかる限り、特段認められないサービスはありません。	R2.5.13
9	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)問2に関連して) ・請求単位は時減単位か ・普通の単位数を請求できるのか ・通常算定している加算(個別機能訓練加算?・運動機能向上加算)は算定できるのか	—	通所系介護事業所が実施する訪問サービスによる介護報酬の算定方法は、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分(通所系サービスの報酬区分)を算定ください。(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)別紙1の2参照)	R2.5.13

番号	介護保険最新情報	質問内容	厚労省の回答	豊田市での取り扱い	豊田市発出日
10	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)問2に関連して) 担当者会議を開かなくては訪問サービスはできないのか	—	通所系介護事業所による訪問サービスの実施については、必ずしも担当者会議の開催は必要無いが、担当ケアマネジャーとの十分な協議を実施した上で訪問サービスの実施をお願いします。 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)問1参照)	R2.5.13
11	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)問2に関連して) ケアプランが必要か	—	個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合となっているため、新たなケアプランは不要ですが、担当ケアマネジャーとの十分な協議を実施した上で訪問サービスの実施をお願いします。	R2.5.13
12	vol.779 R2.3.6 第4報	問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)問2に関連して) その他注意点(利用者・CMへ告知)通知のみで構わないのか	—	利用者、担当ケアマネジャーへの通知のみの対応は不可となります。 通所系介護事業所が訪問サービスを実施する場合は、利用者の同意を得ていることが前提であり、利用者の同意内容は訪問サービスを実施することに対する同意であるため、少なくとも実施される訪問サービス内容及び実施するに至った経緯について説明し、同意を得た上で訪問サービスの実施をお願いします。	R2.5.13
13	vol.779 R2.3.6 第4報	問11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。	可能である。	感染拡大防止の観点から事業者側の判断で居宅訪問を控える場合についても、利用者への電話確認等で代えることも可能です。また、そのように取り扱った際は支援経過記録等に記録してください。なお、月1回以上のモニタリングの必要性から、電話での聞き取りができない場合は、訪問により利用者の状況確認を行うようにしてください。 訪問しない場合、サービス利用票については郵送等の方法により届けてください(おむつ券についても同封していただきますようご協力をお願いします)。また同意の確認は、電話で聞き取り記録をすることでよいものとします。 なお、介護予防ケアマネジメントにおける3月に1回の居宅訪問についても同様の取扱いとします。	R2.4.10 R2.4.13

番号	介護保険最新情報	質問内容	厚労省の回答	豊田市での取り扱い	豊田市発出力
14	Vol.809  R2.4.7 第6報	問1 通所系サービス事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。以下、同じ。）が都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。	通所系サービス事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1を参考にされたい。なお、対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。	（介護保険） ケアプランに通所系サービスが位置付けられている利用者については、通所によるサービスの提供や訪問によるサービスへの変更などによりサービスを継続し、利用者の状態維持に努めてください。代替サービスの検討を行った上で、地域にサービス提供できる事業所がない場合は、利用者の意向確認及びケアマネとサービス事業所間の調整の上で、通所系サービス事業所が電話で行う安否確認により介護報酬算定できるものとします。この場合、サービス担当者会議は不要ですが、ケアマネが利用者の意向確認（口頭で可）の上、現行のケアプランに電話による安否確認を追記したものを利用者及び担当する通所系サービス事業所に送付して認識の共有を図ってください。なお、利用者及び担当ケアマネジャーとの協議内容・経緯については記録を残していただきますようお願いいたします。 （総合事業） 介護保険サービスの場合と同じ取扱いとします。なお、算定については、通所系サービス事業所が訪問によりサービス提供する場合は、通所によりサービス提供する場合と同額とします。電話により安否確認する場合の報酬算定については日割り算定1日の請求をお願いします。	R2.5.13
15	Vol.809  R2.4.7 第6報	問2 問1の取扱いについて、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。  問1の取扱いについて、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。	通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法等は問1の取扱いと同様である。	厚労省の考え方に加え、上記（番号14）と同様の取扱いとします。	R2.5.13
16	Vol.809  R2.4.7 第6報	問1 ・ 問2 （新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）問1・2に関連して） 加算に関し、現在、介護は個別機能訓練加算を、総合事業は運動機能向上加算を算定は可能か。 また、処遇改善加算を算定している場合、こちらの加算の算定は可能か。	—	予めプランに位置付けている場合、個別機能訓練加算、運動機能向上加算及び処遇改善加算いずれの加算も算定可能です。 （第2報別紙1の※印以下及び「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」P3参照）	R2.5.13

番号	介護保険最新情報	質問内容	厚労省の回答	豊田市での取り扱い	豊田市発出日
17	Vol.809 R2.4.7 第6報	問1 ・ 問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)問1・2に関連して) 記録方法について決まりがあるのか	—	記録方法に関する書式等はありませんが、第6報の問1の回答にある通り、少なくとも①健康状態、②直近の食事の内容及び時間、③直近の有無及び入浴時間、④当日の外出の有無及び外出先、⑤利用者が希望するサービスの提供内容及び頻度の5項目については実施し、記録している必要があります。第6報で求められている5項目に加え、事業所独自で確認する事項について特に保険者として制限を行うことはありません。	R2.5.13
18	Vol.809 R2.4.7 第6報	問1 ・ 問2 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)問1・2に関連して) その他、注意すべき点はあるのか	—	豊田市より休業要請を行う場合はその指示に従っていただきますようお願いします。 自主的に通所系介護事業所でのサービス提供を停止する場合、まずは、担当ケアマネジャー及び担当地域包括ケアセンターの担当職員に相談の上、代替サービスの検討をお願いします。代替サービスの検討を行ったものの、適切なサービスを計画することができない場合に通所系介護事業所による電話による安否確認等の実施を検討するようにお願いします。 通所系介護事業所のみでの判断で電話による安否確認等にサービス変更を行わないようにお願いします。 また、担当ケアマネジャーとの検討内容については記録に残しておくようにお願いします。実地指導等において、サービス提供内容の確認のため、保険者より検討経緯について情報提供をお願いします場合があります。	R2.5.13

番号	介護保険最新情報	質問内容	厚労省の回答	豊田市での取り扱い	豊田市発出力
19	Vol.836 R2.5.25 第11報	問 5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。	事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行って行ければ、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。 また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。	利用者の同意を得たケアプランにおいて予定されていたサービスが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者がサービス利用を控えるなどして実際にサービス提供が行われなかった場合（事業所の休止等により代替サービスを検討するも結果的にサービスの利用がなかった場合を含む）であっても請求は可能です。 国保連への請求をする際は、給付管理票と居宅介護支援介護給付費明細書の提出が必要となりますが、サービス実績は0とするのではなく、当初予定していた計画単位数を入力ください。 また、この請求を行った場合、およそ半年後に国保連からの情報提供により本市介護保険課から事業所に問合せをすることがありますので、国の記載のとおり適切な説明と記録、管理をお願いいたします。 なお、この取扱いについては介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費についても同様となります。 加えて、この取扱いが適用されるのは令和2年5月分のサービス提供分以降であり、令和2年4月以前のサービス提供分については適用されませんのでご注意ください。	R2.5.28
20	Vol.1034 R4.2.9 第27報	(留意事項)にある利用者からの同意確認については、保険者の判断によることになっているが豊田市での取扱いはどうすればよいか。	必ずしも書面（署名捺印）による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に取り扱われたい。説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。	利用者から書面による同意を得る必要はありませんが、サービス事業者において、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残してください。	R4.2.18
21	その他	令和2年4月10日の愛知県緊急事態宣言が出されたが、(運営規程等の)変更届、加算届、事故報告書の届出の提出方法にかかる取扱い如何。	—	感染拡大防止の観点から、できる限り郵送での提出にご協力ください。グループホームの公募や新規指定にかかる相談については、これまでどおり窓口で受け付けます。	R2.4.10
22	その他	新型コロナウイルス感染症に伴い、保健所の要請を受けて自宅待機する総合事業デイサービス利用者の報酬の算定はどうなるのか。	—	新型コロナウイルス感染症に伴い、保健所の要請を受けて利用者が自宅待機する期間は日割りとし、報酬を算定しない取扱いとします。ただし、①自宅待機期間に利用予定だった日の回数分を同月内で日程を振り替えて、月内で予定通りの回数を提供した場合は通常の月額報酬の算定、②自宅待機期間に電話により安否確認（健康状態、直近の食事に内容や時間、直近の入浴の有無や時間等）した場合は安否確認した日について1日分算定とします。	R4.2.18